



職質指導班だより

令和4年3月31日

1年保存
令和6年3月31日まで

No.144

地域指導課
職務質問指導班

人権に配慮した職務質問

職務質問として声を掛ける場合は、**警察官職務執行法第2条**の「**職務質問の要件**」が必要です。



容姿(髪型)、服装等の外見だけで、職務質問の要否を判断することはできません。

警察官職務執行法第2条(質問)

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると思われる者を停止させて質問することができる。



警察官の職務は、国民の権利・自由を守るという立場にあり、いろいろな場面で「人権」に深く関わっています。職員一人一人が、個人の多様性を理解し、お互いを尊重するとともに、人権に配慮した警察活動を徹底する必要があります。

職務質問対象者のほとんどは、善良な都民・国民であり、善意の協力者であるということを再認識し、相手の年齢、性別、立場を考慮し、声を掛けるタイミングと言葉遣いに配慮しながら職務質問を実施してください。

我々警察官の職務は、都民・国民の信頼の下に成り立っています。

配布先 方面本部 ～ 本部長、副本部長、地域担当管理官、同警部、同主任
警察署 ～ 署長、副署長、地域官、地域課長、同代理、職務質問技能指導員、同準指導員
関係各隊 ～ 隊長、副隊長、計画本部付、職務質問技能指導員、同準指導員